（Ｂ：留学先国・地域が外務省による感染症危険情報レベル２の場合）

岩手大学長　　殿

誓約書

岩手大学が企画・主催する海外留学プログラムへの参加にあたり、外務省や厚生労働省発出の危険情報・海外安全情報、感染症危険情報等を十分に理解し、海外渡航に伴うリスクを自覚し、責任を持って安全と健康に十分な注意を払い、下記の事項を承諾・厳守することを誓います。

記

（免責事項）

第１条

　以下について、本学、本学所属の教職員及び留学先機関にその責任を問わないこととし、賠償責任を求めないことを了承します。

１．天災・事件・事故・紛争・国情不安・感染症の流行等の本学の責によらない事由によって、海外留学プログラムの中止、延期、中途帰国を本学が決定した場合、すでに支払った費用の負担及びこれらの事態により発生する追加費用等の負担。

２．海外留学プログラムへの参加中（住居を出発してから帰着するまで）に発生した本人の故意または過失による事故（既往症に起因するもの及び私的な行動によるものを含む）によるけが・病気・死亡・経済的な損失。

３．海外留学プログラムへの参加中（住居を出発してから帰着するまで）に発生した天災・事件・事故・紛争等、本学の責によらない事由によるけが・病気・死亡・経済的な損失。

４．その他、岩手大学の責によらない事由により生じた損害。

（生活遵守事項）

第２条

１．海外留学プログラムの参加においては、岩手大学教職員及び留学先機関等の教職員の指示にすべて従います。

２．海外留学プログラムの事前・事後研修を含めた全研修に専念します。

３．日本及び渡航国の法律、留学先機関の規則を遵守し、岩手大学学生として節度ある行動を取ります。

４．渡航前から渡航後に至るまで、大学との連絡・報告を密に行います。

５．その他、岩手大学の定める遵守事項に従います。

（個人情報）

第３条

１．提出書類に記載された個人情報（以下「個人情報」）を、渡航や参加手続きの目的のため、留学先及び留学取扱旅行社へ提供することに同意します。

２．個人情報を事故時の対応、学生および保護者等との連絡のために、海外旅行保険会社、危機管理支援の関係者が共有・利用することに同意します。

（留学後の協力及び情報提供）

第４条

１．個人情報を、体験報告会や留学説明会等の案内、発表の要請、または体験談等の執筆依頼などのために利用する場合があることを了承し、発表や執筆依頼を受けた際には積極的に協力します。

２．留学中（事前／事後研修、海外研修）の修学・生活情報や提供された集合写真・個人写真などを留学プログラム運営・広報の目的や、安全上の目的のために本学が使用することがあり、または留学先から提供を受け使用する場合があることを了承します。

（新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航）

第５条

１．留学先国・地域が新型コロナウイルス感染症の影響により外務省による感染症危険情報レベル２（不要不急の渡航取り止め）であることを確認し、自らの判断と責任で渡航します。

２．留学先国・地域入国（入境）及び帰国に際して求められる措置に自己対応します。また、留学中における新型コロナウイルス感染症への感染については、自らの責任として対処します。

３．留学中の疾病（新型コロナウイルス感染症を含む）に対し、十分な補償が受けられる海外旅行保険又は現地の保険に加入しています。

４．留学先国・地域の政府からの指示や在外公館からの通知に注意をはらい、現地の法令を遵守するとともに、責任のある行動をとります。

５．留学先国・地域の治安や感染症の状況により、大学が留学の中止・延期または帰国勧告を決定する場合があることを理解し、その場合は速やかに指示に従います。また、渡航時及び帰国時の待機期間（自己隔離期間）に係る滞在費等の諸費用はすべて自己負担となることを了承します。

６．留学先国・地域以外の第三国へは渡航しません。

７．別添「新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報レベル２に指定された国・地域への渡航前に確認すべき項目」を確認し、内容について理解しました。

以上

記入日　　　　令和　　年　　　月　　　日

学籍番号　　　　　　　　　　　　　　　　　学生氏名（自署）

保護者等氏名（自署）　　　　　　　　　　　学生との続柄

保護者等住所

保護者等

保護者等電話番号

（緊急時連絡先）　　　　　　　　　　　　　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

別添

新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報レベル２に

指定された国・地域への渡航前に確認すべき項目

下記（1）～（８）については現在の状況について簡潔に記入し、①～③については確認のうえ✔を記入してください。

（１）留学先国・地域における最新の感染状況

（２）留学先国・地域への渡航手段、渡航後の住居手配

（３）留学先国・地域に入国の可否及び入国に必要な手続き

（４）留学先国・地域への入国時における水際措置及び入国後に取るべき行動について

（５）留学先国・地域で感染の疑いが生じた場合、濃厚接触者として指定された場合、

　　　感染した場合に留学先国・地域において取るべき行動及び相談先

（６）留学先大学等における留学生の受け入れ体制

（７）留学先大学等における学修を継続するための防疫措置

（８）留学先国・地域における感染拡大防止のための法令・規則等（マスクの着用等）

□①留学先国・地域で必要な生活物資が確保できる。

□②今後、留学先国・地域において（再）流行した際に取るべき対応をシミュレーションしている。

□③留学先国・地域に渡航しないと当初の留学目的が達成できない。

●渡航が不要不急のものではない理由

**確認後、次の①から②の書類を全て提出してください。**

①新型コロナウイルス感染症の影響下における渡航についての誓約書

　　・学生本人及び保護者等自署のうえ、提出すること。

　　・保護者等とすることができる者は、学生が未成年の場合は学生の父母（親権者又は未成年後見人等）とする。学生が成年の場合は学生の父母又は３親等以内の親族で独立の生計を営む成年者とする。ただし、学生の指導・支援への意向のある者に限る。

②新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報レベル２に指定された国・地域への渡航前に確認すべき項目（本用紙）

以上